

情報通信設備・陸上無線業界の皆様へ

情報通信設備企業年金基金 ご加入のご案内

〔退職金準備〕

退職金制度の一部として活用でき、
退職金の負担を平準化できます。
事業主・役員も加入できます。
外部積立のため資産が保全されます。

〔税制優遇〕

掛金は全額損金に計上でき、
節税対策になります。

〔福利厚生〕

2%以上の付与利息を保証、
福利厚生の充実により、
優秀な人材確保と
定着率の向上を図れます。

企業年金の メリット

〔運営コスト軽減〕

基金事務局による事務管理で
運営コストを軽減できます。

〔安定的な資産運用状況〕

当基金の資産は50%以上
安全資産（債券等）で運用しています。
積立剰余金があります。

当基金は、情報通信設備・陸上無線業界の複数の企業が共同で運営している、総合型の確定給付企業年金（DB）制度です。

情報通信設備企業年金基金

〒170-0003 東京都豊島区駒込1-37-10 駒信インテリジェントビル4階

TEL : 03-5810-1501 FAX : 03-5810-1502 ホームページURL : <https://www.nenkin-kikin.jp/joutuu/>

加入について

65歳未満の厚生年金保険の被保険者全員が加入します（事業主・役員の方も加入）。

掛金について

掛金は、全額事業主のご負担により毎月拠出（全額損金に算入できます）。

掛金額

加入時及び毎年9月1日時点の厚生年金保険の標準報酬月額により下記の率を掛けた額。

標準掛金	標準報酬月額 × 1.3%
リスク対応掛金	標準報酬月額 × 0.4%
事務費掛金	標準報酬月額 × 0.3%
合計	標準報酬月額 × 2.0%

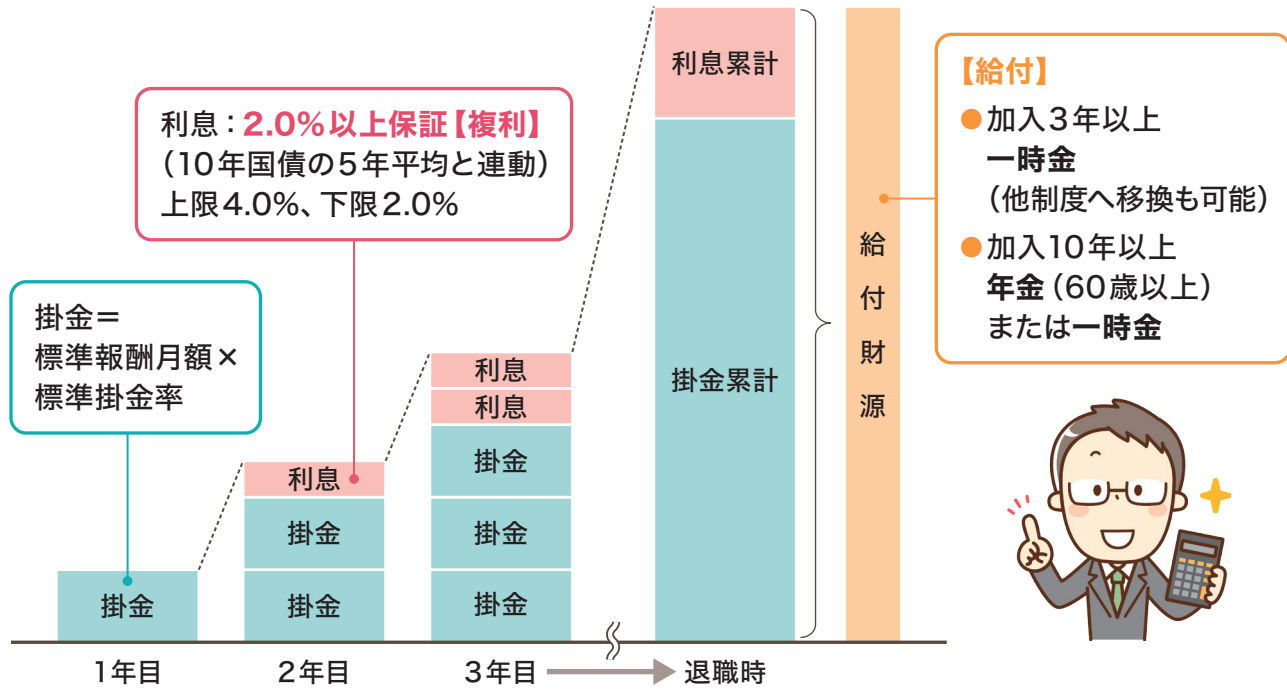
(例) 標準報酬：30万円の場合（1か月の掛金）

標準報酬	掛金率	掛金
30万円	× 2.0%	= 6,000円

※賞与に係る掛金はありません。
 ※リスク対応掛金は、安定的運営のため将来の財政悪化に備えた掛金で年金資産に算入します。

積立について

制度の安定を図るため、付与利息を市場連動としたキャッシュバランスプランを採用しています。





給付について

給付額は、加入から退職時までの毎月の掛金と利息（複利、下限2%～上限4%）の合計額となります。

年金

受給資格	加入期間10年以上
受給開始時期	退職後60歳から65歳までの間
受給期間	5年・10年・15年・20年から選択



※年金は、一時金で受け取ることもできます。

脱退一時金

受給資格	加入期間3年以上	
受給時期	加入期間3年以上10年未満	退職時
	加入期間10年以上	退職時から最長65歳まで繰下げ可能

※加入期間3年以上で加入中、年金受給中または繰り下げ中に亡くなられた方の遺族に遺族一時金を支給します。

給付額モデル

■ 20歳加入（付与利息2%）のイメージ

（単位：円）

退職時年齢	加入期間	平均報酬	退職時の一時金額	65歳時の一時金額	65歳時の年金額（年額）			
					5年	10年	15年	20年
23歳	3年	247,000	118,900	—	—	—	—	—
25歳	5年	256,000	209,600	—	—	—	—	—
30歳	10年	276,000	474,000	947,900	199,500	104,700	73,200	57,500
35歳	15年	294,000	792,100	1,434,700	301,900	158,500	110,800	87,100
40歳	20年	313,000	1,179,400	1,934,800	407,200	213,700	149,400	117,400
45歳	25年	329,000	1,623,200	2,412,000	507,600	266,400	186,200	146,300
50歳	30年	348,000	2,152,600	2,897,100	609,600	319,900	223,700	175,800
55歳	35年	370,000	2,786,200	3,396,300	714,700	375,000	262,200	206,000
60歳	40年	390,000	3,510,900	3,876,300	815,700	428,000	299,200	235,200
65歳	45年	389,000	4,193,700	4,193,700	882,500	463,100	323,700	254,400

Q & A



Q 個人の積立額はわかりますか？

- A
- 毎年3月末の積立額を事業主様宛にお知らせします。
 - ご本人様のご依頼により直近の積立額を随時お知らせします。

Q 会社の退職金との調整はできますか？

- A
- 自社の退職金の内枠として企業年金の一時金を控除することができます（企業年金の一時金を退職金とすることもできます）。
 - また、自社の退職金と別枠で支給することができます（退職金の増額）。

Q 一時金は他制度に持ち運べますか？

- A
- 一時金は退職後に転職先や個人で私的年金制度に加入された場合は、他の制度に一時金相当額を移して、将来の年金で受けることができます（相手制度によっては移行できないこともありますので、事前に相手先制度に確認する必要があります）。
 - 転職先に年金制度がなくても企業年金連合会などに資産を移して、将来年金で受けることができます。

Q 中退共と同時に加入できますか？

- A
- 中小企業退職金共済（中退共）と企業年金に同時に加入できます。
 - 事業主や役員の方も加入できます。

Q 利息は加入中だけに付与されますか？

- A
- 利息は、加入中・繰下げ中・年金受給中に付与されます。
 - 利率は、毎年10年国債の5年平均利回り（下限2%から上限4%）で算出します。

